

国道 1 号上鳥羽南電線共同溝PFI事業

事業費の算定及び支払い方法

令和 7 年 9 月

国土交通省近畿地方整備局

国道 1 号上鳥羽南電線共同溝 PFI 事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「PFI 法」という。）の定める手続きにより、近畿地方整備局が実施するものである。近畿地方整備局は、本事業を適正かつ確実に実施した場合の対価である事業費を事業者を支払うものとし、以下にその算定方法と支払い方法を示す。

なお、本記載内容において用いられる用語は、別段の定めがないかぎり「事業契約書（案）」（入札説明書 添付 1-1 又は添付 1-2）別紙 2 に記載する用語の定義に定めるところによる。

第1章 事業費の構成

1. 事業費の構成

事業費は、本施設の調査・設計業務、工事業務及び工事監理業務の実施に係る費用（以下「施設整備費」という。）、維持管理対象施設の維持管理業務の実施に係る費用（以下「維持管理費」という。）及び本事業を実施するために事業者が必要とする費用（以下「その他の費用」という。）から構成されるものとする。

各費用の概要は、次の（1）から（3）のとおりとする。

(1) 施設整備費

施設整備費は、施設費及び割賦手数料から構成されるものとする。

ア 施設費

施設費（割賦原価）は、事業契約の締結日から本施設の引渡日（同日を含む。以下同じ。）までに事業者が調査・設計業務、工事業務及び工事監理業務の実施のために要する費用とする。なお、事業者の開業に伴う諸費用や事業契約の締結日から本施設の引渡日までの期間に要する事業者の運営費（人件費、事務費、保険料等）等、施設整備に関する初期投資として認められる費用については、施設費に含むものとする。

イ 割賦手数料

割賦手数料は、それぞれ下記第 2 章 3.（1）アに定める回数による施設費の分割払いとした場合の、割賦支払に必要な割賦金利とする。なお、割賦手数料は、事業者の税引前利益の一部を含むものとする。

割賦手数料の料率は、基準金利と事業者の提案による利ざや（スプレッド）の合計とする。基準金利の詳細は、下記第 2 章 3.（1）イに示す。

(2) 維持管理費

維持管理費は、維持管理対象施設の維持管理開始日から事業期間の終了日までの事業期間中に生じる維持管理対象施設に係る点検・補修業務、維持管理業務に係る調整業務等に係る費用の総額とする。

(3) その他の費用

その他の費用は、維持管理対象施設の維持管理開始日から事業期間の終了日までの間に、本事業を実施するために事業者が必要とする費用及び事業者の税引前利益（上記（１）イに計上される部分を除く。）とする。

2. 事業費の内訳

事業費を構成する各費用の内訳は、下表に示すとおりとする。

表１ 事業費の内訳

項目		支払区分	内訳に含まれる費用
事業費	施設整備費	施設費	調査・設計費 整備工事等費（既存支障施設の移設・解体撤去・復旧工事費を含む） 工事監理費 調整マネジメント業務（設計段階・工事段階） 本施設の所有権移転業務費 引渡日までの事業者の運営費（人件費、事務費等） 融資組成手数料 建中金利 その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等
		消費税等	施設費に係る消費税等
		割賦手数料	資金調達に必要な融資等に係わる金利 事業者の税引前利益の一部
	維持管理費	維持管理費	点検・補修費 調整マネジメント費（維持管理段階）
		消費税等	維持管理に係る消費税等
	その他の費用	その他の費用	引渡日以降の事業者の運営費 事業者の税引前利益（割賦手数料に計上される部分を除く）
		消費税等	その他の費用に係る消費税等

※表中にある「消費税等」とは、消費税及び地方消費税をいう。

※割賦手数料は非課税（消費税対象外）

第2章 事業費の算定及び支払い方法

1. 支払い方法の基本的な考え方

事業者は、本事業において、施設整備から維持管理までのサービスを事業者の責任により一体として提供するものであるため、近畿地方整備局は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価を一体とし、原則として事業期間にわたり平準化して支払うものとする。

2. 支払い方法の基本的事項

近畿地方整備局は、事業費について、下記3.で算定された各費用の支払額及びその各々にかかる消費税等の相当額（施設費にかかる消費税等は各支払期において支払う）を、原則として、毎回、近畿地方整備局が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に、かつ各年度末の翌月末までに支払う。

具体的には、施設整備費の第1回目支払時期は、令和17年4月30日までとする。

維持管理費及びその他の費用の第1回目の支払時期は、令和17年4月30日までとする。

なお、本施設の工期短縮に基づく早期完成・引渡しに伴い、維持管理対象施設の維持管理開始日が令和16年4月1日以前となった場合は、予算措置が行われることを条件として、下記第3章事業費の確定に基づき確定した施設整備費、維持管理費及びその他の費用について、第1回目の支払時期を本施設引渡し年度の翌々年度4月30日までとして支払うものとする。

3. 各費用の支払額の算定及び支払い方法

事業費を構成する各費用の各回の支払額は、次の（1）から（3）のとおり算定する。

（1）施設整備費

ア 施設費

施設費（割賦原価）は、令和16年4月1日（引渡し年度の翌年度4月1日）以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額の合計（施設整備費）が均等になるよう、年1回、全15回に分けて支払う。各回の支払額は、次のとおりとする。

・施設整備費の各回支払額 = 契約書内訳の施設整備費全額の1/15

イ 割賦手数料

割賦手数料は、施設費とともに、令和16年4月1日（引渡し年度の翌年度4月1日）以降事業期間にわたり、年1回全15回に分けて支払う予定である。

各回の支払額は、上記アに示すとおり施設費を支払うものとして、第1章1.（1）イに示す割賦手数料の料率に基づき算定する。

（ア）割賦手数料の計算期間

割賦手数料の計算期間は、各支払期の期初（4月1日）から期末（3月31日）とする。なお、第1回目の割賦手数料の計算期間は、令和16年4月1日（引渡し年度の翌年度4月1日）から令和17年3月31日（引渡し年度の翌年度3月31日）までとする。

(イ) 基準金利

当初の基準金利（以下「当初基準金利」という。）は、本施設の引渡予定日（以下「当初金利確定日」という。）に確定することとし、第 15 回の支払いまで適用する。基準金利は令和 24 年 3 月 31 日（以下「見直し金利確定日」という。）に見直しを行うものとし、当初基準金利の料率と当該見直した基準金利（以下「見直し基準金利」という。）の料率が異なる場合は、見直し基準金利を第 9 回目以降の支払いに適用し、割賦手数料の契約変更を行うものとする。ただし、基準金利の公表結果がマイナスとなった場合、基準金利はゼロとする。

当初の基準金利の料率は、当初金利確定日に公表される国債金利 8 年ものとし、見直し基準金利の料率は、見直し金利確定日に公表される国債金利 7 年ものとする。割賦手数料の料率は、これに応募者の提案による利ざや（スプレッド）を足したものとするが、見直し金利確定日における利ざやの再提案は認めない。

なお、入札時の割賦手数料の算定に用いる基準金利については、入札公告日に財務省より公表される国債金利 8 年ものとし、当該基準金利を全支払期（全 15 回）に適用すること。

また、本施設の工期短縮に基づく早期完成・引渡しにおける変更後の引渡予定日及び金利確定日は、引渡し年度の 3 月 31 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）とする。

(2) 維持管理費

維持管理費は、令和 16 年 4 月 1 日（引渡し年度の翌年 4 月 1 日）以降事業期間にわたり、年 1 回、全 15 回の支払とし、原則として各回同額を支払うものとする。

(3) その他の費用

その他の費用は、令和 16 年 4 月 1 日（引渡し年度の翌年 4 月 1 日）以降事業期間にわたり、年 1 回、全 15 回の支払とし、原則として各回同額を支払うものとする。ただし、上記のとおり、引渡し日までの事業者の運営費は施設費に含めるものとする。

(4) 消費税等

消費税等（消費税及び地方消費税）については、事業費を構成する施設費、維持管理費、その他の費用の見積価格の合計額（税抜）に対し、その相当額を各支払期において支払う。なお、第 1 章 2. の表 1 に定める支払区分別の対価毎に、支払期ごとの消費税等を算定するにあたり、それぞれ 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、入札にあたっての消費税等（消費税及び地方消費税）の差額として生じた端数は、すべて第 1 回支払額に合算する。

(5) 1 円未満端数の取扱

入札にあたっては、第 1 章 2. の表 1 に定める支払区分別の対価毎に、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 15 年法律第 61 号）第 2 条に基づき、1 円未満の端数を処理する。

第3章 事業費の確定

事業費は、その内訳を各段階において精査し、本施設引渡日の30日前までに確定するものとする。ただし、基準金利及び物価変動を改定する場合を除くものとする。

(1) 事業契約締結後 14日以内

事業契約書の定めるところにより、契約金額をもとに事業費の内訳を算定する。

(2) 設計業務完了時

事業契約書の定めるところにより、設計業務の結果を踏まえ事業費の内訳を精査し、(1)で算定した事業費の内訳を修正する。なお、整備工事等費※に関しては工事費合意書に基づき事業費を確定する。

※ 整備工事等費とは、「要求水準書」に示す工事業務のうち、「既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務」及び「整備工事業務」に係る費用から移設補償費を除いたものをいう。

(3) 事業費確定に係る資料の提出

事業者は、事業費確定に係る資料を、本施設の引渡予定日の2年前までに、発注者に提出するものとする。発注者は、提出された事業費確定に係る資料の内容を確認し、事業費又は事業費の内訳に変更若しくは増減がある場合は、事業契約書の定めるところにより、引渡予定日までに事業費を変更し事業費の内訳を確定する。

第4章 事業費の改定

1. 基本的考え方

施設整備費については、当初基準金利の確定日までの金利変動相当分、見直し基準金利の確定日までの金利変動相当分、及び下記2.による改定を除き、原則として改定を行わない。

維持管理費及びその他の費用については、年度毎に見直すものとする。この見直しは、物価変動、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、PFI手法に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、国民の負担を原資とする近畿地方整備局の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、近畿地方整備局及び事業者が協議して行う。

なお、要求水準の変更その他により必要に応じて、近畿地方整備局及び事業者が協議の上、事業費の改定を行うことができるものとする。

また、改定の結果、1円未満の端数が生じた場合は、第2章3.（5）による処理を行う。

2. 施設整備費の物価変動に基づく改定

ア 近畿地方整備局又は事業者は、整備期間内で本契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により施設費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して施設整備費の変更を請求することができる。

イ 近畿地方整備局又は事業者は、アの規定による請求があったときは、変動前残施設費（施設整備費から当該請求時の出来形部分に相応する施設整備費を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残施設費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残施設費に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残施設費の1000分の15を超える額及びこれに伴う資金調達に係る金利等の増減を含め、変更に応じなければならない。

ウ 変動前残施設費及び変動後残施設費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき近畿地方整備局及び事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日又は近畿地方整備局及び事業者が合意した延長期間以内に協議が整わない場合にあつては、近畿地方整備局が定め、事業者に通知する。

エ アの規定による請求は、本改定方法の規定により施設整備費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、ア中「本契約締結の日」とあるのは「直前の本改定方法に基づく施設整備費変更の基準とした日」とするものとする。

オ 特別な要因により整備期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備費が不相当となったときは、近畿地方整備局又は事業者は、前各項の規定によるほか、施設整備費の変更を請求することができる。

カ 予想することのできない特別の事情により、整備期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設整備費が著しく不相当となったときは、近畿地方整備局又は事業者は、前各項の規定にかかわらず、施設整備費の変更を請求することができる。

キ オ及びカの場合において、施設整備費の変更額については、変更に伴う資金調達に係る金利等の増減も考慮し近畿地方整備局及び事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、近畿地方整備局が定め、事業者に通知する。

ク ウ及びキの協議開始の日については、近畿地方整備局が事業者の意見を聴いて定め、事業者
に通知しなければならない。ただし、近畿地方整備局がア、オ又はカの請求を行った日又は
受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定
め、近畿地方整備局に通知することができる。

3. 維持管理費及びその他の費用の物価変動に基づく改定

(1) 対象となる費用

維持管理費及びその他の費用

(2) 改定時期

ア 改定指標の評価

毎年4月10日時点で確認できる最新の指標により評価を行う。

イ 対価の改定

原則として、翌年度の4月1日以降の維持管理費及びその他の費用の支払いに反映する。

なお、第1回目の支払額については、本契約締結日の属する年度の指標と引渡予定日の属する
年度の指標により、改定を行う。

(3) 改定方法

前回改定時（第1回の支払については事業契約日の属する年度の4月10日）の指標に対し
て、現指標が3ポイント以上変動した場合に、維持管理費及びその他の費用の改定を行う。事業
契約締結以降、対価を改定していない費用については、事業契約締結日の属する年度の指標を前
回改定時の指標とみなす。

ア 改定指標

改定指標として使用する指標は次のとおりとする。したがって、4月10日時点で確認できる
最新の指標には、前年度2月の速報値を用いる。ただし、事業契約締結以降、対価を改定してい
ない際に用いる事業契約締結日の属する年度の指標には、同年度の訂正值（3か月間訂正及び定
期遡及訂正）を用いる。

費目	業務科目	使用する指標
維持管理費	点検・補修費	「企業向けサービス価格指標」：土木建築サー ビス（物価指数月報：日銀調査統計局）
	維持管理業務に係る調整費	「企業向けサービス価格指標」：その他の専門 サービス（物価指数月報・日銀調査統計局）
その他の費用	その他費用	「企業向けサービス価格指標」：その他の専門 サービス（物価指数月報・日銀調査統計局）

費用については、初年度に支払われる対価を基準額とし、以下の算定式に従って年度ごとに対
価を確定する。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる
ものとする。

イ 改定率及び計算方法

$$AP't = Apt \times (CSPIn / CSPIm)$$

ただし | 今回評価時の指標 - 前回改定時の指標 | $\geq$ 3 ポイント

m : 前回改定に用いた評価時年度（契約後未改定の場合は、事業契約締結年度）

n : 今回評価時年度

t : 今回費用改定をする対価の対象年度（t : n+1, ..., 事業終了年度）

Apt : 改定前の t 年度 A 業務の対価

AP't : 改定後の t 年度 A 業務の対価

CSPI : Corporate Service Price Index（企業向けサービス価格指数）

CSPIm : 前回改定時の評価指標である、m 年度の価格指数

CSPIn : 今回改定時の評価指標である、n 年度の価格指数

上記の算定式に従って、計算例を示すと次のとおりとなる。

（計算例）

前回物価改定時（又は初回支払い時）である令和 19 年度の支払いが 100 万円、前回改定時の指標である令和 16 年度（2 月時点）の指数が 90、令和 18 年度（2 月時点）の指数が 108 の場合：

令和 19 年度の改定率（令和 18 年度（2 月時点）の物価反映）

$$= \text{令和 18 年度（2 月時点）の指数 [108]} \div \text{令和 16 年度（2 月時点）の指数 [90]} = 1.2$$

令和 19 年度の対価（改定後）

$$= \text{令和 19 年度の対価（改定前）[100 万円]} \times 1.2 = 120 \text{ 万円}$$

第5章 入札価格及び落札価格との関係

入札価格は、事業費を構成する施設整備費、維持管理費、その他の費用全ての見積価格と消費税等の合計とし、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。その際の消費税率については、第二次審査資料及び入札書の提出時の消費税率を適用することとする。

なお、割賦手数料については、入札時には入札公告日に公表される国債金利8年ものを基準金利として算定する。

第6章 支払額の減額措置

近畿地方整備局は、事業期間にわたり、本事業の実施に関する各業務及び経営管理状況の業績等の監視を行い、「要求水準書」（入札説明書 添付2）に定められた要求水準が達成されていない場合は、支払額の減額等を行う。減額等の措置の詳細については、「業績等の監視及び改善要求措置要領」（入札説明書 添付5）によるものとする。